

# 「オホ弁」製作実行委員会規約

令和3年（2021年）12月22日設置

令和5年（2023年）4月27日改正

（名称）

第1条 この会の名称は、オホ弁製作実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、オホーツク地域のブランド力を向上させ、オホーツクの知名度をより高めていくため、オホーツク地域で生産されている優れた加工食品「オホーツクブランド認証商品」を活用した「地場産たくさん オホーツク弁当（通称：オホ弁）」を開発するとともに、管内外へPRを行うことを目的とする。

（定義）

第3条 お弁当とは、次に掲げるものとする。

- （1）お弁当の名称は「地場産たくさん オホーツク弁当（通称：オホ弁）」とする。
- （2）オホーツクブランド認証商品を1品以上使用すること。
- （3）オホーツクブランド認証商品以外の食材も、オホーツク産または道内産を中心に使用することが望ましい。
- （4）日常利用のお弁当から、特別な日や観光客向けのお弁当までをターゲットとしても構わない。

（構成）

第4条 実行委員会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- （1）オホーツク管内で、オホーツクブランド認証商品を活用したお弁当の開発や販売に取り組む事業者。
- （2）公益財団法人オホーツク財団
- （3）オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課
- （4）その他

（事業）

第5条 実行委員会の事業は、次のとおりとする。

- （1）オホーツクブランド認証商品を活用したお弁当を開発に関すること。
- （2）開発されたお弁当の魅力発信・販売促進に関すること。
- （3）その他

（役員）

第6条 実行委員会は、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会の会務を総括し、実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(役員を選出)

第8条 会長・副会長は、会議において会員の互選によりこれらを定める。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第10条 事務局をオホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課におく。

- 2 事務局長は、オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課主幹兼観光室長とし、事務局運営を総括する。

(会議)

第11条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会員の過半数が出席することによって成立する。
- 3 会議は、事業の推進に必要な事項について協議検討を行う。

(解散)

第12条 解散は、会議で4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、本実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年(2021年)12月22日から施行する。

附 則(令和5年(2023年)4月27日改正)

この規約は、令和5年(2023年)4月27日から施行する。